

平成
21年度

国民健康保険税の 税率が決定しました



国民健康保険税は、加入者が病気やけがをしたときの医療費、後期高齢者の医療費を現役世代から支援する費用、および介護保険の介護サービス・介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

平成21年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。

1世帯当たりの 国保税額の決まり方

国保税は、左図の計算式の①医療保険分（以下「医療分」）、②後期高齢者等支援金分（以下「支援金分」）、③介護納付金分（以下「介護分」）。40歳以上65歳未満の方が対象）の3つの課税区分の合計額が、その世帯の国保税額となります。

①医療分
+
②支援金分
+
③介護分
= 国保税



3つの課税区分のそれぞれの税額は、世帯の加入者の所得、固定資産、人数などの状況に応じて、それぞれの税率（額）によって得られた金額の合計額となります。

①所得割
（被保険者の所得に応じて計算）
+
②資産割
（被保険者の資産に応じて計算）
+
③均等割
（被保険者数に応じて計算）
+
④平等割
（1世帯当たりの額）
= 国保税

〈平成21年度の課税区分ごとの税率〉

課税区分	医療分	支援金分	介護分
所得割（所得に応じて）	4.31%	0.90%	1.48%
資産割（固定資産税に応じて）	21.42%	4.46%	8.75%
均等割（被保険者数に応じて）	21,500円	4,500円	9,500円
平等割（1世帯につき）	18,300円	3,800円	5,400円
特定世帯（※注1）	9,150円	1,900円	—
賦課限度額	470,000円	120,000円	100,000円

※注1：特定世帯とは、75歳になる方が、国保から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することにより、国保被保険者が単身となる世帯のこと。

●医療分
1年間に予想される医療費の総額から算定します

医療分は、医療費の総額から病院などで支払う一部負担金や、国・県などの補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

●支援金分
国が定める高齢者の医療費の額により決定します

支援金分は、後期高齢者の医療費の約4割を医療保険者が負担し合います。支援金分国保税は、負担する支援金の額から、国・県などの補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

●介護分
国が定める介護費用の額により決定します

介護分は、介護給付費・地域支援事業支援納付金の額から

ら国・県などの補助金を差し引いた額を国保税として負担します。

所得割の計算方法

医療分所得割税率
支援金分所得割税率
介護分所得割税率

基礎控除
33万円

【給与所得】
給与所得控除後の金額
（給与収入額－控除額）
【年金所得等（雑所得）】
年金所得額
（年金収入額－控除額）
【事業所得・不動産所得】
事業所得額等
（収入額－必要経費－専従者給与等）
【分離課税の譲渡所得】
譲渡所得
（収入額－必要経費－特別控除額）

納税義務者は世帯主です

世帯主が国保加入者でなくとも、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

国保税には軽減・減免制度があります

軽減制度

①低所得世帯に対する軽減
平成20年中の総所得金額

(世帯主と被保険者の合計所得)により、国保税の軽減制度があります。次のような世帯は、均等割額および平等割額を軽減します。

■平成20年中の総所得金額(世帯主と被保険者の合計)が下記の金額以下の世帯

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(世帯主を除いた被保険者数)×24万5千円
2割軽減	33万円+(被保険者数)×35万円

② 特定世帯に対する軽減 (5年間)

75歳になる方が、国保から長寿医療制度に移行することにより、世帯の国保被保険者が減少しても、国保税の軽減判定の際に、旧国保被保険者の所得と人数も含めて判定を行う軽減措置が設けられました。ただし、対象となる課税区分は、医療分と支援金分のみです。

■減免制度

①災害・廃業・解雇・生活困窮世帯に対する減免など
災害、その他特別の事情により、国保税を納めることが困難となった場合には、その程度により国保税の一部が減

免される場合があります。

また、経済情勢の悪化に伴う廃業、解雇による失業などにより納付が困難となった場合にも、国保税が減免となる場合があります。詳細は、税務課市民税係まで問い合わせください。

② 被用者保険等の被扶養者が国保被保険者となったことによる減免(2年間)

75歳になる方が、被用者保険等の被保険者(本人)から長寿医療制度に移行し、その被扶養者が国保被保険者となった場合には、所得割と資産割が免除され、均等割と平等割が2分の1に減額されるなどの激変緩和措置があります。詳細は、市民課国保医療係まで問い合わせください(原則、申請書の提出が必要です)。

65歳以上の被保険者のみで構成される国保世帯の世帯主の方は、納付方法が「特別徴収(年金からの天引き)」または「口座振替」のどちらかになります

特別徴収となるのは、次の条件のすべてに該当する場合です。

①世帯主が国保に加入
②国保加入の世帯員全員が65歳以上75歳未満

③世帯主が特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給

④介護保険料と国保税の合計額が、年金支給額の2分の1以下

⑤国保税の納付方法が口座振替でない

前記の条件のうち、1つでも該当しないものがある場合には、普通徴収(納付書または口座振替)となります。

現在、口座振替により納付の方は、特別徴収に変更せず、口座振替が継続されます。

また、新たに口座振替を希望の方は、取引の金融機関などで手続きをすると、特別徴収を中止し、口座振替により納付することができず(手続きの時期により、特別徴収が中止できず)に口座振替と併用徴収になる場合があります。

年度途中で保険税額に増減があった場合には、特別徴収が中止され、納付書による



納付と併用徴収になる場合があります。

特別徴収に変更となる方には、国保税納税通知書の「特別徴分」欄に金額などを記載しますので確認ください。

特別徴収月	仮徴収	本徴収
4月		
6月		
8月		
10月		
12月		
2月		

〔平成20年度から〕

特別徴収の方

平成21年4月・6月・8月は、平成21年2月に年金から天引きされた国保税と同じ額が天引きされます(仮徴収)。
10月・12月・2月は、7月に決定した平成21年度の国保税額から、4月・6月・8月に納付いただいた額を差し引いて3回で割った金額が年金から天引きされます(本徴収)。

〔平成21年度から〕

新たに特別徴収となる方

7月・8月・9月は普通徴収(納付書による納付)となり、10月・12月・2月が特別徴収(年金からの天引き)となります。

納付は安心・便利な
口座振替で!

国保税の普通徴収による納

期は、7月から翌年3月までの年9回です。

納付には、口座振替が便利です。手続きは、金融機関・郵便局で預貯金通帳・届出印を持参し、申し込みください。

国保税を 長い間滞納すると

特別な事情もなく国保税を長い間滞納すると、被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付することになります。

この場合は、医療費を一度、全額自己負担していただき、後で保険給付分を申請により支給することになります。

納付が困難な方は、早めに税務課収税係まで相談ください。

《問合せ》

◎医療・給付に関すること
市民課国保医療係

☎21-9061
◎申告・課税に関すること
税務課市民税係

☎21-9045
◎納付方法に関すること
税務課収税係

☎23-1118
各総合支所市民生活課